

危機対応円滑化業務の実施状況（平成 28 年 8 月）

主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫は危機対応円滑化業務を実施しておりますが、平成 28 年 8 月の実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	28 年 8 月実績
ツーステップ・ローン	5
貸付け等	5
日本政策投資銀行向け	0
商工組合中央金庫向け	5
損害担保	809
貸付け等	809
日本政策投資銀行向け	0
商工組合中央金庫向け	809
利子補給	0
日本政策投資銀行向け	0
商工組合中央金庫向け	0

(注 1) ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成 28 年 8 月に指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。

(注 2) 損害担保のうち、上記の「貸付け等」の実績は、指定金融機関が平成 28 年 6 月に損害担保付き貸付け等を行つたもので、公庫が平成 28 年 8 月 10 日までに補償応諾した引受金額（なお、指定金融機関が平成 28 年 7 月末に損害担保付き貸付け等を行い、公庫が平成 28 年 9 月 10 日までに補償応諾したものを平成 28 年 7 月実績として計上する。）。

(注 3) 利子補給の実績は、原則として各年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を対象に公庫が 6 月 10 日までに支払ったものを 6 月実績、各年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を対象に公庫が 12 月 10 日までに支払ったものを 12 月実績として計上。

東日本大震災に関する危機対応円滑化業務の実施状況（平成 28 年 8 月）

危機対応円滑化業務のうち、東日本大震災に関する事案に係るもの実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	28 年 8 月実績	累計 23 年 3 月 12 日～28 年 8 月末
ツーステップ・ローン	0	25, 731
貸付け等	0	25, 731
日本政策投資銀行向け	0	22, 101
商工組合中央金庫向け	0	3, 630
CP 取得	—	0
損害担保	6	21, 159
貸付け等	6	21, 159
日本政策投資銀行向け	0	19
商工組合中央金庫向け	6	21, 140
CP 取得	—	0
出資	—	0
利子補給	0	222
日本政策投資銀行向け	0	32
商工組合中央金庫向け	0	191

(注1) ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成 28 年 8 月に指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。

(注2) 損害担保のうち、上記の「貸付け等」の実績は、指定金融機関が平成 28 年 6 月に損害担保付き貸付け等を行つたもので、公庫が平成 28 年 8 月 10 日までに補償応諾した引受金額（なお、指定金融機関が平成 28 年 7 月末に損害担保付き貸付け等を行い、公庫が平成 28 年 9 月 10 日までに補償応諾したもの）を平成 28 年 7 月実績として計上する。)。

(注3) 利子補給の実績は、原則として各年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を対象に公庫が 6 月 10 日までに支払ったものを 6 月実績、各年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を対象に公庫が 12 月 10 日までに支払ったものを 12 月実績として計上。

平成 28 年熊本地震による災害に関する危機対応円滑化業務の実施状況（平成 28 年 8 月）

危機対応円滑化業務のうち、平成 28 年熊本地震による災害に関する事案に係るもの実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	28 年 8 月実績	累計
		28 年 4 月 15 日～28 年 8 月末
ツーステップ・ローン	5	7
貸付け等	5	7
日本政策投資銀行向け	0	2
商工組合中央金庫向け	5	5
C P 取得	—	—
損害担保	63	73
貸付け等	63	73
日本政策投資銀行向け	0	0
商工組合中央金庫向け	63	73
C P 取得	—	—
出資	—	—
利子補給	0	0
日本政策投資銀行向け	0	0
商工組合中央金庫向け	0	0

(注 1) ツーステップ・ローンの実績は、公庫が平成 28 年 8 月に指定金融機関（株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫）へ貸付実行した貸付金額。

(注 2) 損害担保のうち、上記の「貸付け等」の実績は、指定金融機関が平成 28 年 6 月に損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成 28 年 8 月 10 日までに補償応諾した引受金額（なお、指定金融機関が平成 28 年 7 月末に損害担保付き貸付け等を行い、公庫が平成 28 年 9 月 10 日までに補償応諾したものを平成 28 年 7 月実績として計上する。）。

(注 3) 利子補給の実績は、原則として各年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を対象に公庫が 6 月 10 日までに支払ったものを 6 月実績、各年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を対象に公庫が 12 月 10 日までに支払ったものを 12 月実績として計上。